横浜国立大学附属図書館図書利用カードの交付等に関する要領

附属図書館長裁定 平成16年4月1日

一部改正 平成23年10月1日 平成29年6月1日

(趣旨)

第1 この要領は、横浜国立大学附属図書館利用規則第6条第2項に規定する図書利用カード(以下「利用カード」という。)の交付等に関し必要な事項を定めるものとする。 (交付及び有効期限)

第2 利用カードの交付に必要なもの及び有効期限は、別表のとおりとする。 (有効期限の延長及び更新)

- 第3 前項の規定にかかわらず、本学の学生で、次の各号に掲げる理由により、教育上特に必要と館長が認めた場合は、当該本人の申し出に基づき、当該各号に掲げる日まで有効期限を延長することができる。
 - (1) 卒業論文又は学位論文の提出が未了の場合 卒業式又は学位記授与式の日まで
 - (2) 学部学生が引き続き本学の大学院に入学する場合 卒業式の日の属する月の末日まで
 - (3) 大学院修士課程又は前期課程の学生が引き続き本学の大学院後期課程に入学する場合 学位記授与式の日の属する月の末日まで
 - (4) その他館長が特別の理由があると認めた場合 館長が許可する日まで
- 第4 利用カードの有効期限が満了するか、又は満了した場合で、延長又は更新を希望するときは、当該利用カードと現住所を確認できるものを提示して、館長の許可を得るものとする。

(再交付)

- 第5 利用カードを紛失した場合は、直ちに届け出るものとする。この場合、再交付を希望する者は、所定の手続をして、館長の許可を得るものとする。
- 2 利用カードを毀損し使用不能な状態にした場合で、再交付を希望する者は、当該利用カードと現住所を確認できるものを提示して、館長の許可を得るものとする。

(遵守事項)

- 第6 利用カードの交付を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。
- (1) 第三者に貸与し、又は譲渡しないこと。
- (2) 盗難及び紛失等に留意すること。
- (3) 別表の利用者区分に異動があった場合は、速やかに届け出ること。
- (4) 利用の必要がなくなった場合は、速やかに返還すること。
- (5) 利用カードが第三者に使用された結果の責は、原則として、当該利用カードの 交付を受けた者が負うこと。

(事務)

第7 利用カードに関する事務は、図書館情報課資料サービス係において処理する。

附則

- この要領は、平成16年4月1日から実施する。 附 則
- この要領は、平成17年10月1日から実施する。 附 則
- この要領は、平成23年10月1日から実施する。 附 則
- この要領は、平成29年6月1日から実施する。